平成２７年（フ）第５２０号
京都市左京区下鴨泉川町21番地４　ロイヤルマンション下鴨101号
債務者　武内万利子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６６４号
滋賀県栗東市安養寺５丁目５番Ｅ４－４号安養寺団地、前住所京都市上京区新椹木町通丸太町下る東土御門町346番地
債務者　江南　直香
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７０３号
京都市伏見区久我東町202番地６　ケアハウス久我の杜222号、前住所京都市右京区太秦組石町21番地　クレセント太秦203
債務者　山口　尚志
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７１３号
京都府八幡市八幡御幸谷49番地の25
債務者　田上　　聡
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７３８号
京都市下京区五条通寺町西入御影堂町10番地グランエターナ京都1313号
債務者　佐野惠美子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
兵庫県加古川市野口町二屋312番地の２　プレジールひがし203号
債務者　高橋　秀年
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１２３号
島根県雲南市木次町里方352番地、前住所島根県出雲市斐川町荘原2915番地３
債務者　飯塚　健悟
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５７１号
広島市安佐北区深川５丁目36番11号
債務者　入江眞由美
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８６号
広島県東広島市西条町寺家6611番地　溝崎ビル401号
債務者　上田　由香（旧姓福光）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１５号
広島市西区田方１丁目16番41－９号
債務者　森脇智恵美
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９３号
山口県下関市長崎新町16番10号、前住所川崎市宮前区野川3021番地
債務者　オリオンサービスこと　小髙　　勇
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
愛媛県伊予郡松前町大字浜632番地
債務者　本間　修治
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９９号
愛媛県松山市光洋台１番地44
債務者　村上　浩一
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０４号
愛媛県松山市久万ノ台530番地１　ベルメゾン久万ノ台603号
債務者　山下　美賀
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０７号
愛媛県松山市和泉北２丁目10番12号　ハイツ富士32号
債務者　佐伯　秀文
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１１号
愛媛県松山市小村町231番地３
債務者　岡崎　仁志
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１７号
愛媛県松山市南吉田町1843番地66
債務者　西本　秀樹
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松山地方裁判所民事部